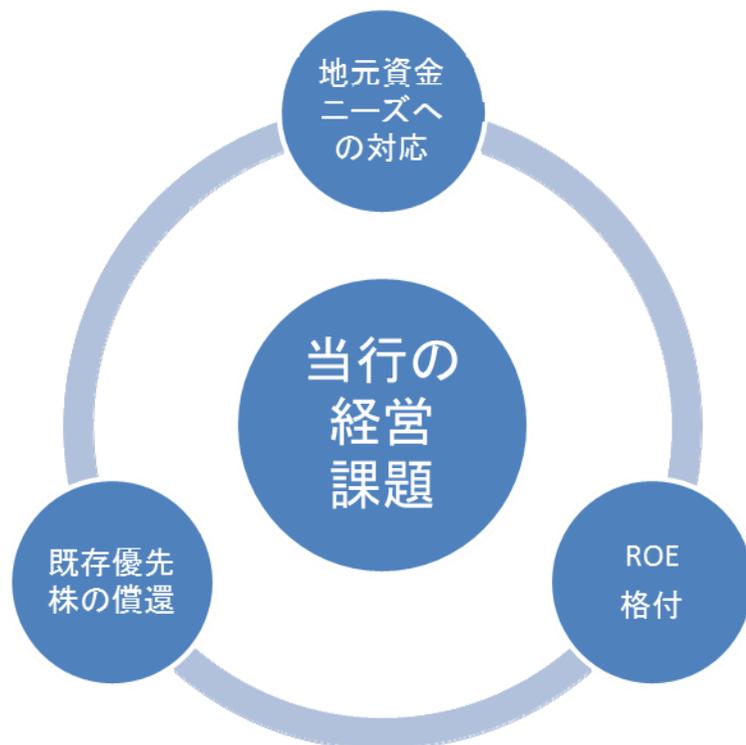


第1回第六種優先株式に関するご説明資料 (平成28年12月28日更新版)

第1回第六種優先株式発行の背景及び目的

- 千葉県経済は依然として好調
- 地元金融機関としての円滑な資金供給と地方創生への貢献をさらに推進



- 既発の第四種優先株式の繰上償還を視野に
- 第四種優先株式配当負担の軽減による財務基盤の維持・向上
- 普通株増資は平成27年7月に完了⇒貸出強化に大いに寄与
- 今後は普通株ROE及び格付の向上に資する資本政策手段が必要に

公募優先株式を活用した 更なる成長と経営基盤の強化へ

- 中長期的な資金ニーズへの安定的な対応
⇒優先株資本をベースにした
安定的な資金供給
⇒安定的な収益確保からの剰余金積立
による償還原資の積み上げ
- 発行時点で普通株式を希薄化しない資本政策手段
- 既存優先株の繰上償還及び配当負担軽減による財務基盤の維持・向上
⇒調達資本の一部を第四種優先株式の一部取得原資として活用
- 格付の維持に向けた取り組み
⇒第四種優先株式の取得資金を新たな優先株式で調達することにより十分な資本水準を維持。

第1回第六種優先株式発行の概要

譲渡制限がありキャピタルゲイン獲得等の機会が制限されますが、一定の配当率が付されており、また、金銭対価の取得条項が発動された場合には株価下落による損失リスクが軽減されます。

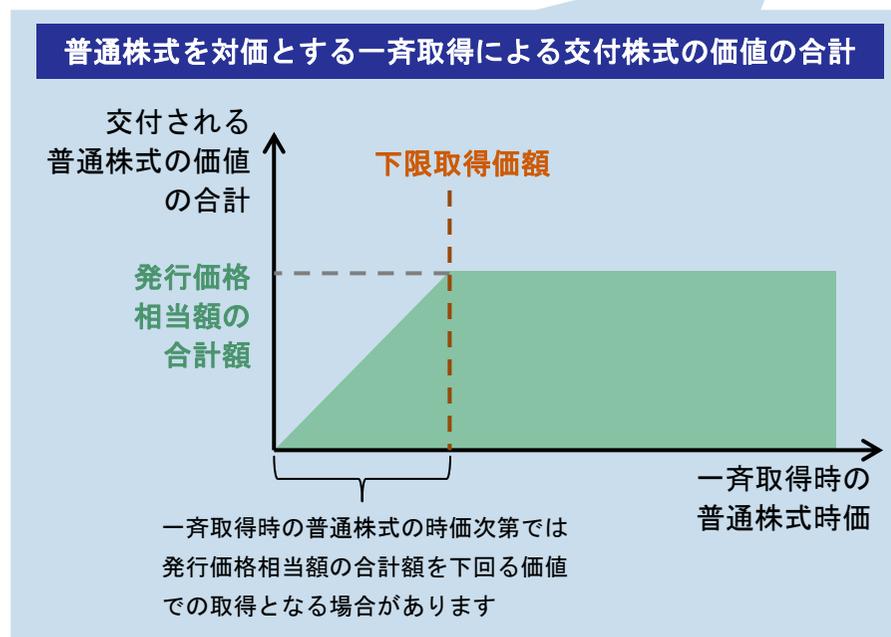
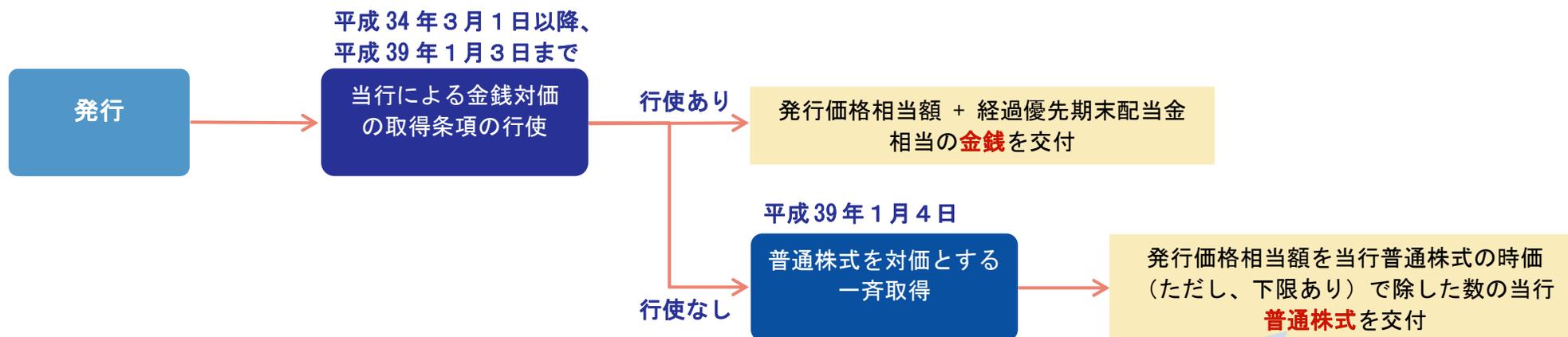
商品設計概要	
発行価格	20,000円（発行総額12,000,000,000円）
優先配当	優先配当の額の決定日（以下「配当利回り等決定日」といいます。）に決定予定の一定の配当額が支払われます（※1） 普通株式に優先、非累積型、非参加型（詳細については後段のQ&A 項番9をご参照）
議決権	株主総会における議決権はありません ただし、優先配当停止時等は、優先配当金の額全部を支払う旨の株主総会決議がなされるまでの期間、議決権を行使可能です
優先株主による取得請求権	ありません
譲渡制限・非上場	譲渡には当行取締役会の承認が必要です （ただし、公開買付の応募や相続時等を除きます） 第1回第六種優先株式は非上場です
当行による金銭対価の取得条項	平成34年3月1日以降、当行取締役会が別に定める取得日に、 予め金融庁の事前確認を受けていることを前提に、 発行価格相当額 + 経過優先期末配当金相当額 を対価とする当行による取得が可能となります（※2）
普通株式を対価とする一斉取得条項	平成39年1月4日をもって、その時点の当行普通株式の時価を基準に 当行普通株式に強制転換されます （下限取得価額は配当利回り等決定日の終値に0.5を乗じた金額となります）

※1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式に準じた方式により、第1回第六種優先株式の1株当たりの発行価格相当額に年率2.5%から3.0%を乗じて算出した500円以上600円以下を仮条件として需要状況等を勘案の上、配当利回り等決定日に決定される予定です。

※2 金銭対価の取得条項に基づき、第1回第六種優先株式を取得すると引換えに交付される金銭の額が、一斉取得日における当行の分配可能額を超えているときは、当行は第1回第六種優先株式を取得することはできません（会社法第170条第5項）。

第1回第六種優先株式の取得条項について

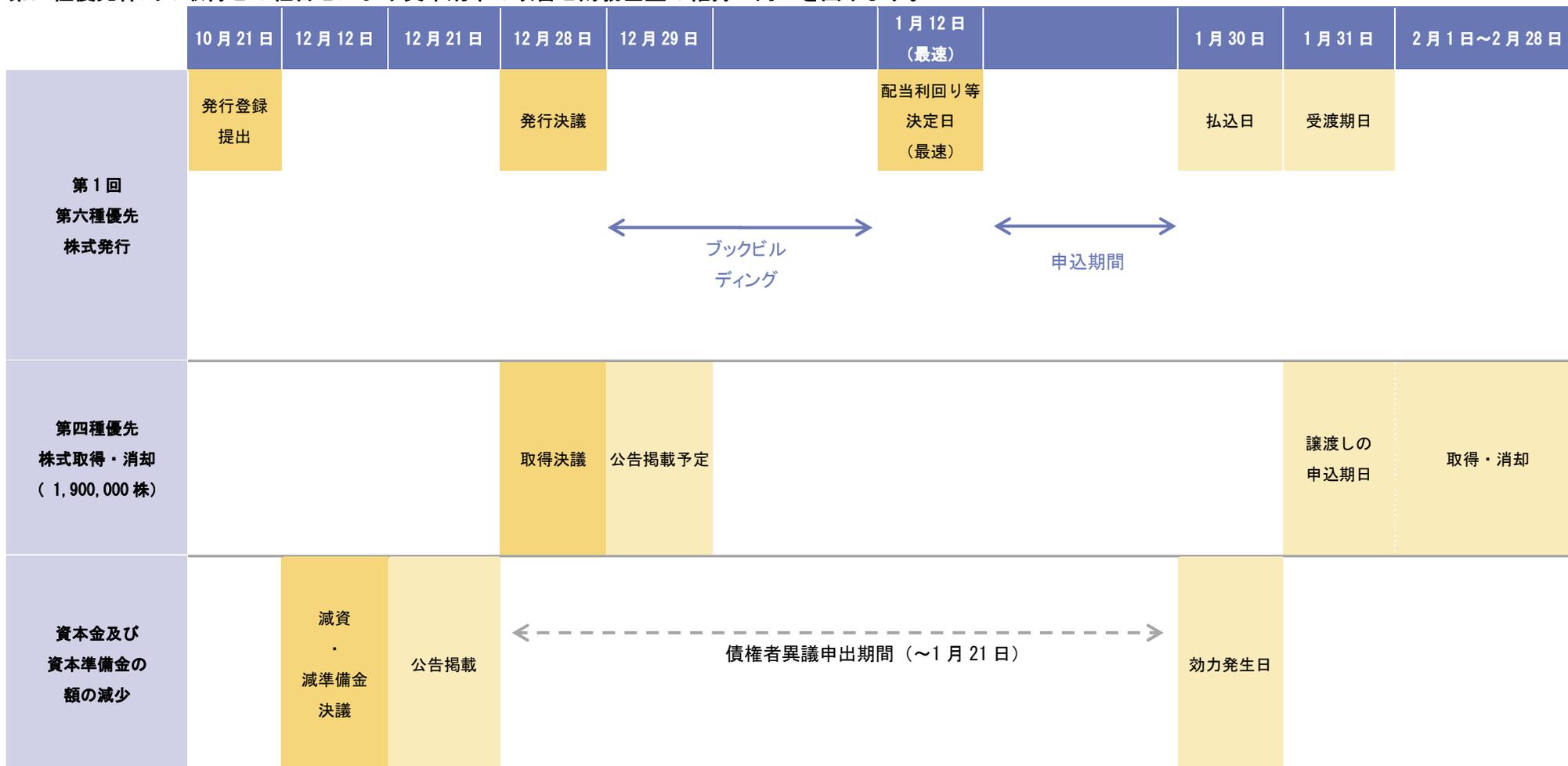
第1回第六種優先株式には、金銭を対価とする取得条項と普通株式を対価とする一斉取得条項が付されています。



※普通株式を対価とする一斉取得に際しての下限取得価額は、配当利回り等決定日の終値に 0.5 を乗じた金額として決定されます。

第1回第六種優先株式の発行をはじめとする今次資本政策日程

第四種優先株式の取得との組合せにより資本効率の改善と財務基盤の維持・向上を図ります。



第1回第六種優先株式の実質的繰上償還（金銭対価の取得条項）に関する当行の考え方

- 本優先株式については平成34年3月1日以降において、一定の要件のもと、当行が金銭対価により本優先株式を取得することができる取得条項が付されており、その要件を満たす場合には、当行の判断により実質的な繰上償還が可能となっております。
- 本優先株式の発行によって、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要な自己資本の拡充を図るとともに、金銭対価による取得条項の行使が可能となる日までに着実な剰余金の積み上げを図ることにより、当該行使可能日以降において本優先株式の金銭対価による取得を実施することで、一斉転換条項による普通株式への転換による既存普通株主の株式価値の希薄化の回避に努めてまいります。
- 金銭対価の取得条項に基づき、第1回第六種優先株式を取得するのと引き換えに交付される金銭の額が、一斉取得日における当行の分配可能額を超えているときは、当行は第1回第六種優先株式を取得することはできません（会社法第170条第5項）。なお当行の平成28年3月期末における分配可能額は563億円であります。
- また、上記分配可能額に加え、毎年の利益による剰余金を積み上げていくことによって、今後の配当や優先株式償還等に向けた十分な規模の剰余金の額を確保可能と考えておりますが、平成28年12月12日付の「資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」で公表しております通り、公募による第1回第六種優先株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の減少を行い、これをその他資本剰余金へ振替えることにより、一層の資本政策の機動性及び柔軟性の確保が可能となるものと考えております。

第1回第六種優先株式の引受証券会社について

- 本優先株式はみずほ証券株式会社及び岡三証券株式会社によって引受・販売されます。

第1回第六種優先株式に関する Q&A

	ご質問	回答
1	優先株式とは何か	優先株式とは、種類株式の1つであり、種類株式とは、株式会社が剰余金の配当やその他の権利内容が異なる2種類以上の株式を発行した場合における当該各種類の株式を言います。一般的に、配当金又は残余財産の分配を普通株式よりも優先的に受取ることが出来る株式のことを優先株式と呼んでいます。 第1回第六種優先株式は、普通株式と異なる商品性となっており、配当金及び残余財産分配における普通株式に対する優先性のほか、譲渡制限付きで非上場という点が大きな特徴です。
2	第1回第六種優先株式発行の目的は何か	第四種優先株式については金銭対価による取得条項の行使機会が限定されていることも考慮し、今般発行する第1回第六種優先株式の発行による調達資金の一部を第四種優先株式の一部取得のための資金に充当することによって、第四種優先株式に係る普通株式対価の取得請求権の行使可能期間が開始する前に計画的に第四種優先株式の一部を償還することが当行普通株式に係る希薄化防止と配当負担の軽減による当行財務基盤の維持・向上に資すると考えております。また、千葉県経済は依然として好調であり、地元金融機関としての円滑な資金供給と地方創生への貢献をさらに推進するためには、更なる資本の充実が必要です。昨年7月に実施させていただいた公募増資に加え、新中期経営計画に基づき、業容拡大期における更なる顧客基盤の拡大を実現するために、中長期的な財務基盤の強化をさらに図ることが重要となります。既存普通株主の株式価値の希薄化を一定程度回避しつつ、資本の維持・向上を図る観点から、発行時点で普通株式の発行株式数が増加しない資本調達手段として、第1回第六種優先株式の発行によることといたしました。
3	発行登録とは何か	発行会社が、有価証券の募集・売出しを機動的に実施できるようにするために予め当局に登録をしておく金融商品取引法に基づく手続のことを発行登録といいます。
4	発行額を120億円とした根拠は何か	発行額は、想定される資金用途等を考慮し、引受証券会社と相談の上で決定しました。発行額の決定に当たっては、当行の長期的・持続的成長に向けた経営資源投入及び第四種優先株式の一部取得・消却に向けた所要資本規模を勘案の上で、投資家の需要状況、市場環境等を勘案しながら総合的に判断し、決定しました。
5	なぜ第三者割当ではなく一般募集での発行を予定しているのか	2013年に実施した第四種優先株式の発行時には、第三者割当の手法により調達いたしました。それ以降の当行業績及び格付がA-（日本格付研究所）まで向上したことを鑑み、潜在的に幅広い投資家層から調達可能となる一般募集での発行が望ましいと判断いたしました。
6	なぜ、第1回第六種優先株式は非上場かつ譲渡制限付なのか	第1回第六種優先株式の想定発行規模が最大120億円にとどまることに鑑み非上場とすることに決定しました。また、日本証券業協会の規則上、非上場株式の公募に際しては譲渡制限を設けることが求められているため、譲渡制限付としております。非上場かつ譲渡制限付とすることにより、長期保有の促進や長期保有株主の正確な把握が可能になるものと考えております。なお、本種類株式の株主は原則として株主総会での議決権を有しないため、上場されている普通株式の株主によるコーポレー

	ご質問	回答
7	譲渡制限付とはどういうことか、譲渡制限の解除事由としてどのような内容を想定しているのか	<p>ト・ガバナンスを害することもないものと認識しております。</p> <p>第1回第六種優先株式には譲渡制限が付されており、第1回第六種優先株式を自由に売買することはできません。譲渡するには当行の取締役会の承認が必要となりますが、下記の場合には取締役会の承認を必要としません。</p> <p>(1) 第1回第六種優先株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付が開始された場合において、当該公開買い付けに応募し、第1回第六種優先株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるとき</p> <p>(2) 相続により第1回第六種優先株式を取得するとき</p> <p>上記の他、第1回第六種優先株式の譲渡による取得について、取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任することとしており、一定の基準の内容としては</p> <p>① 第1回第六種優先株式の募集に係る引受契約に従い引受証券会社が引き受けた第1回第六種優先株式を当該引受証券会社が譲渡する場合</p> <p>② 第1回第六種優先株主について、清算手続（会社法に基づく清算手続又は特別清算手続を含む。）が開始された場合、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定を受けた場合、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた場合、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた場合に、当該第1回第六種優先株主の保有に係る第1回第六種優先株式が譲渡される場合</p> <p>③ 日本銀行又は財務局により「災害被災地域の金融機関等に対する特別措置の要請」がなされた場合に、被災者である第1回第六種優先株主がその保有に係る第1回第六種優先株式を譲渡する場合</p> <p>④ 上記②もしくは③の基準に従って行われる代表取締役による譲渡承認又は取締役会による譲渡承認に基づき引受証券会社が取得した第1回第六種優先株式につき、当該引受証券会社が第三者に譲渡する場合と定めております。</p>
8	配当金はあるのか	配当利回り等決定日に決定される一定額の優先配当金を毎年支払うことを予定しております。
9	非累積型、非参加型とは何か	<p>ある事業年度において支払う優先配当金の額が予め定められた優先配当金の額に達しない場合にその不足額が翌事業年度以降に累積しない優先株式を「非累積型優先株式」といいます。</p> <p>所定の優先的な利益配当及び残余財産の分配を受けた後に、更なる配当や残余財産の分配を受けることができない優先株式を「非参加型優先株式」といいます。</p>
10	いつから換金できるのか	第1回第六種優先株式には譲渡制限が付されていることから、原則として取締役会の承認なくして売却・譲渡することはできません。もっとも、平成34年3月1日以降、当行の選択により金銭を対価とする取得条項の行使が可能となっており、かかる取得条項が行使された場合には、第1回第六種優

	ご質問	回答
		<p>先株式の取得と引き換えに、発行価格相当額に経過優先期末配当金相当額を上乗せした金銭が交付される予定です。</p> <p>また、金銭を対価とする取得条項が行使されなかった場合には、平成 39 年 1 月 4 日において、普通株式を対価とする第 1 回第六種優先株式の一斉取得がなされる予定となっており、かかる一斉取得が実施された場合には、交付された当行普通株式を売却・譲渡することにより換金が可能となります。なお、第 1 回第六種優先株式には、金銭又は普通株式を対価として、株主が当行に対して第 1 回第六種優先株式の取得を請求できる取得請求権は付されておりません。</p>
11	金銭を対価とする取得条項とは何か	<p>種類株式の内容として、一定の要件のもと、種類株式の発行会社が、種類株主に対して金銭を対価として交付することにより、当該種類株式を取得することができる発行会社の権利であり、「繰上償還権」と呼称されることがあります。第 1 回第六種優先株式について言いますと、平成 34 年 3 月 1 日以降、当行取締役会の決議によって発行価格相当額に経過優先期末配当金相当額を加えた金銭の交付と引換えに、第 1 回第六種優先株式の全部又は一部を取得することができる規定です。</p>
12	普通株式を対価とする一斉取得条項とは何か	<p>種類株式の内容として、予め定める一定の日において、その時点で残存している当該種類株式の全部につき、当該発行者の普通株式に一斉に転換される旨の条項であり、普通株式を対価とする取得条項として規定されます。「一斉転換条項」と呼称されることがあります。第 1 回第六種優先株式においては、平成 39 年 1 月 4 日に、その時点で残存している第 1 回第六種優先株式の全てを取得し、それと引換えに当行普通株式を交付する規定です。</p>
13	普通株式を対価とする一斉取得の場合における一斉取得価額はどのように決定するのか	<p>一斉取得価額については、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額とし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とすることとしております。下限取得価額は、配当利回り等決定日の当行普通株式終値に 0.5 を乗じた金額（ただし、株式分割等の場合には調整されます。）とします。一斉取得条項が発動した場合、第 1 回第六種優先株式の株主は、第 1 回第六種優先株式の取得と引換えに、その保有する第 1 回第六種優先株式数に第 1 回第六種優先株式 1 株当たりの発行価格相当額を乗じた額を、「一斉取得価額」で除した数の当行普通株式を取得することになります。</p>
14	議決権は付与されているのか	<p>第 1 回第六種優先株式の優先株主は株主総会における議決権を有しておりませんが、今後決定される一定額の優先配当金の一部でも支払われないことが決まった場合には、議決権を有することとなります。一般的に、優先株式は普通株式と異なり議決権がない等の制限がある一方、配当金や残余財産の分配を優先して受け取ることができるものとされることが多いものと理解しており、今回発行を予定しております第 1 回第六種優先株式も同様の設計となっております。</p>
15	将来的な第四種優先株式の取得・消却スケジュールについてどのように考えているのか	<p>今回の第 1 回第六種優先株式発行による手取金の一部を第四種優先株式の一部取得に充当することに加え、具体的には未定ですが、残存する第四種優先株式についても、現中期経営計画の着実な実行による収益積上げによって、第四種優先株式の取得請求権発生前での取得・消却を目指しております。</p>

	ご質問	回答
16	第1回第六種優先株式の発行と同時に資本金及び資本準備金の減少を行うとのことだが、これはなぜか	平成28年12月12日付の「資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」で公表しております通り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、第1回第六種優先株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議しております。当行の平成28年3月末現在における分配可能額は既に563億円あり、これに毎年の利益による剰余金を積み上げていくことによって、今後の配当や優先株式償還等に向けた十分な規模の剰余金の額を確保することが可能と考えておりますが、今回第1回第六種優先株式の発行によって増加する資本金及び資本準備金と同額の資本金及び資本準備金の減少を行い、これをその他資本剰余金への振替えることにより、一層の資本政策の機動性及び柔軟性の確保が可能となるものと考えております。
17	第1回第六種優先株式は非上場株式であるため、証券保管振替制度の対象外となり、証券会社の保護預かりとはならず、発行会社の株主名簿管理人が作成する優先株主名簿で管理されることとなるとのことだが、購入した場合、保有状況は提供してもらえるのか	第1回第六種優先株式の保有株式数については、当行の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行から送付される「配当金計算書」に記載され、希望に応じてみずほ信託銀行より「残高証明書」が発行されます。また、ご購入いただいた投資家の便宜のため、第1回第六種優先株式募集を取扱った証券会社からも保有状況をご参考までに投資家の皆様に別途提供すること等を含め検討しておりますが、詳細は取扱証券会社までお問い合わせください。